

鴻上市耐震改修促進計画

〈第4期計画〉

令和8年3月

鴻 上 市

目 次

第1章	計画策定の目的・位置づけ	1
1.	計画策定の背景	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	対象とする区域及び建築物	3
第2章	想定される地震の規模と被害の状況	5
1.	想定される地震の規模	5
2.	想定される被害の状況	7
第3章	住宅・建築物の耐震化の現状と目標	8
1.	住宅の耐震化の現状	8
2.	住宅の耐震化の目標	9
3.	特定建築物の耐震化	10
第4章	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	11
1.	耐震化の促進に関する基本方針	11
2.	耐震化に向けた普及・啓発	11
3.	耐震診断・耐震改修を図るための支援策	11
4.	安全対策への助言・誘導等	12
5.	優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	12
6.	重点的に耐震化すべき区域の設定	12
巻末資料		13
1.	建築物の耐震改修の促進に関する法律	13
2.	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	25
3.	渦上市指定緊急避難場所一覧	33
4.	緊急輸送道路ネットワーク	37
5.	渦上市自主防災組織一覧	38

第 1 章 計画策定の目的・位置づけ

1. 計画策定の背景

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災において、昭和56年の建築基準法改正における新耐震設計基準（※1）以前の住宅・建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第123号。以下「耐震改修促進法」と表現します）が制定されました。

本市では、耐震改修促進法に基づき、平成19年 3 月に「潟上市耐震改修促進計画（以下「市計画」と表現します）を策定し、令和 3 年 3 月には市計画（第 3 期）として見直しを行い、建築物の耐震化の促進に向けて取り組んでいるところですが、今後の大規模な地震の発生に備え、建築物の耐震化をより一層進める必要があります。

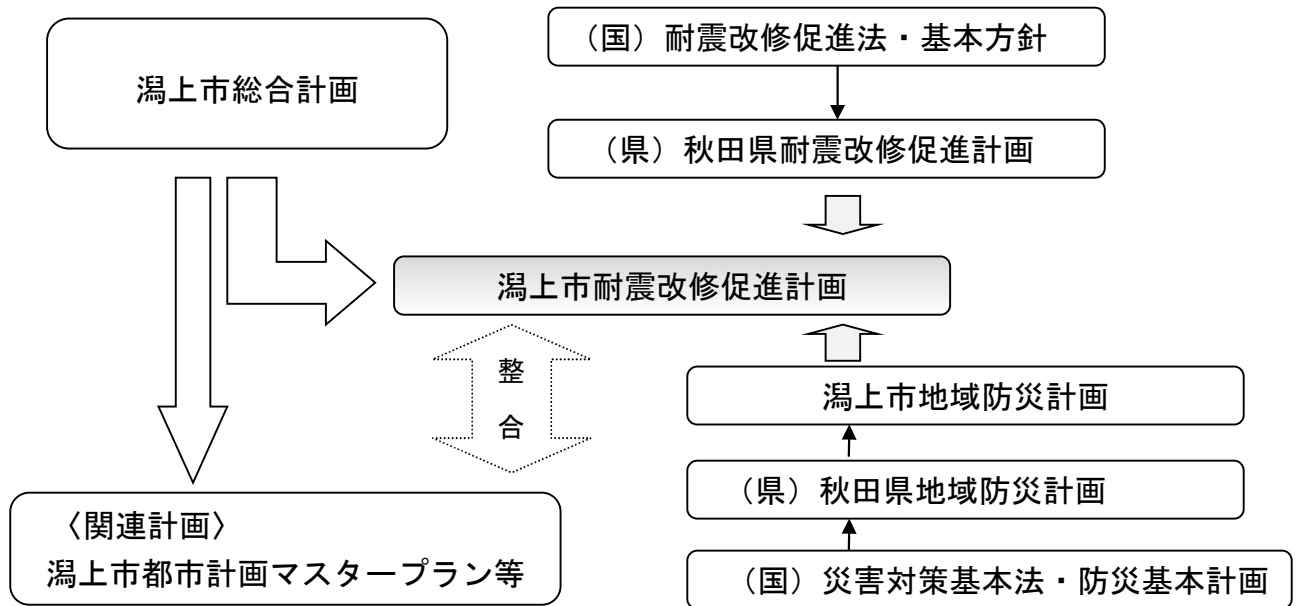
現計画の計画期間終了を迎え、引き続き建築物の耐震化へ取り組む必要があることから、令和 8 年度以降の 5 ヶ年を計画期間とする「潟上市耐震改修促進計画（第 4 期計画）」を策定します。

※1. 昭和56年 6 月 1 日から施行された改正建築基準法による構造設計基準（新耐震基準）。昭和56年 5 月以前の構造設計基準（旧耐震基準）で建てられた建築物は、それ以降（新耐震基準）のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ・目的

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定する計画であり、「潟上市総合計画」、「潟上市地域防災計画」を上位計画として、新耐震基準導入（昭和56年）以前に建築された建築物の耐震化の促進を図るための基本的な方向性を示す計画として策定します。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また本計画は、耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行うこととします。

3. 対象とする区域及び建築物

本計画の対象区域は、潟上市全域とします。

また、対象とする建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において新耐震基準*が施行された昭和56年5月31日より前の基準で建てられた建築物のうち、次に示すものとしします。

種 類	内 容
住 宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅
特定既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物 （１）多数の者が利用する建築物（法第14条第１号） （２）危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第２号） （３）その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第３号）

* 新耐震基準・・・建築基準法における構造関係規定に定められている建築構造の技術的基準のことで、昭和56年６月に大幅に改正された。

表－１ 特定建築物*に該当する用途・規模の要件

用 途	規模の要件	指示対象となる規模の要件	耐震診断義務付対象要件
	法第14条第1号、第2号	法第15条第2項	法附則第3条第1項
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む
上記以外の学校（高校、大学等）	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場		—	—
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館	階数2以上かつ1,000㎡以上	—	—
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの			
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
幼稚園、保育所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		—	—
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	令第7条第1項で定める危険物を、第2項で定める数量以上貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

表内の「法」とは耐震改修促進法、「令」とは耐震改修促進法施行令をいう。

* この計画における「特定建築物」とは、耐震改修促進法第14条第1号及び第2号による建築物をいい、具体的には表－１に示す建築物となります。

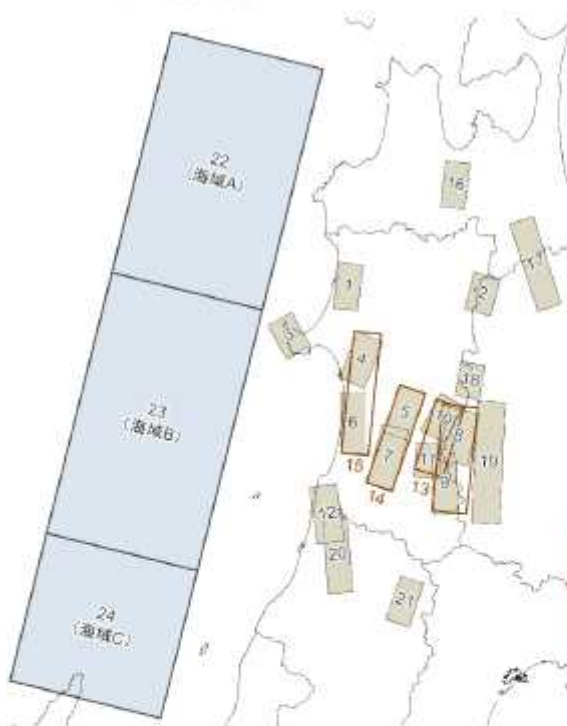
第2章 想定される地震の規模と被害の状況

1. 想定される地震の規模

秋田県では、平成8年度以来2回目となる地震被害想定調査を実施し、平成25年8月に公表しました。この地震被害想定調査は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や過去に発生した地震をもとに想定された地震により、本県に及ぼす被害や影響を予測したものであり、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえ、連動地震を含め27パターンの地震を想定しています。

本計画では、市域で震度7が想定されている「天長地震」と、震度6強が想定されている「海城A+B+C連動」を想定地震とします。

図－1 想定地震の震源域



(「潟上市地域防災計画」より)

表－2 想定地震一覧表

No.	想定地震	M	設定機揺
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真屋山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真屋山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地・真屋山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震・北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	摩石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海城A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海城B(佐渡島北方沖,秋田県沖, 山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海城C(新潟県北部沖,山形県沖 を参考)	7.5	過去に発生
25	海城A+B連動	8.5	県独自
26	海城B+C連動	8.3	県独自
27	海城A+B+C連動	8.7	県独自

連動地震

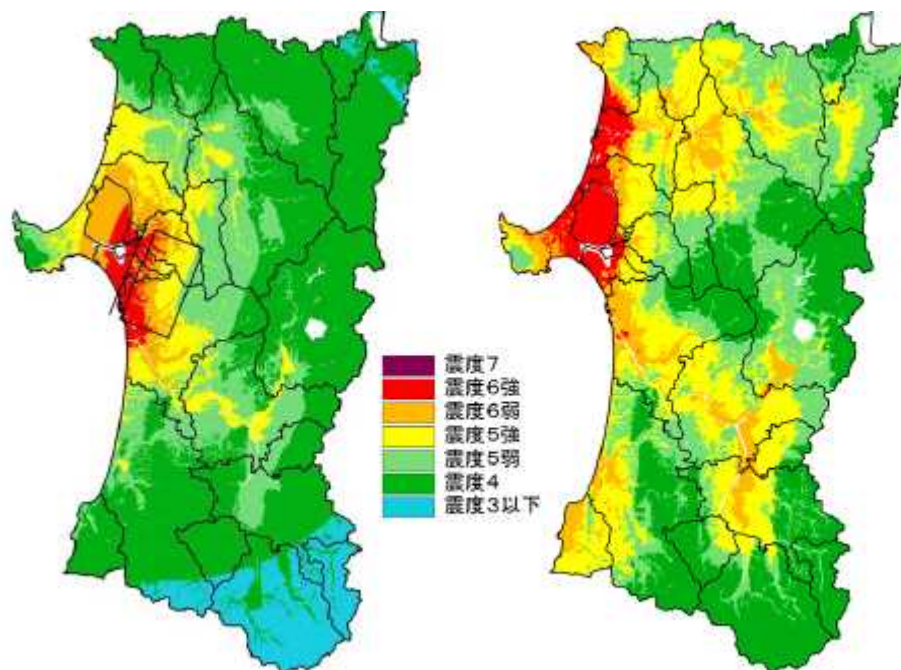
図－2 震度分布図

(4) 天長地震

(M=7.2、最大震度：7)

(27) 海域A+B+C連動

(M=8.7、最大震度：7)



※想定地震名の前にある（ ）内の番号は、5ページの「表－2 想定地震一覧表」の番号に対応しています。

※長方形で表示している範囲が震源域、直線は地表トレースを示しています。地表トレースとは、地下の震源断層の平面を地表まで延伸したときの出現位置を示したものです。断層面が垂直の場合は断層の真上に重なり、断層が傾斜している場合はその傾いている先に現れます。

(「秋田県地震被害想定調査報告書」より)

2. 想定される被害の状況

本計画の想定地震（「天長地震」「海域A＋B＋C連動」）の被害状況は、次のように想定されています。

表－3 建築物、人的被害の想定結果

項 目		天 長 地 震			海域A＋B＋C連動		
		夏10時	冬2時	冬18時	夏10時	冬2時	冬18時
建 物 被 害	全壊棟数（棟）	夏季：3,388、冬季：3,651			夏季：2,830、冬季：2,921		
	半壊棟数（棟）	夏季：5,535、冬季：5,989			夏季：5,860、冬季：6,187		
	焼失棟数（棟）	30	29	469	4	4	404
人 的 被 害	死者数（人）	95	216	162	47	105	85
	負傷者数（人）	779	1,239	970	523	884	677
	うち重傷者数（人）	145	238	186	69	114	90
避 難 者 数	1日後（人）	10,053	12,460	12,752	9,516	11,679	11,951
	4日後（人）	11,262	13,423	13,681	10,710	12,661	12,901
	1ヶ月後（人）	6,058	9,278	9,683	5,567	8,435	8,810
ラ イ フ ラ イ ン 被 害	上水道断水人口（人）	23,652			22,686		
	下水道機能支障人口（人）	2,704			2,456		
	都市ガス供給支障人口（人）	3,048			2,805		
	LPガス供給支障人口（人）	2,664			2,381		
	停電世帯数（世帯）	12,242	12,331	12,331	11,568	11,680	11,680
	不通回線数（回線）	624	669	1,109	347	364	786

（「秋田県地震被害想定調査報告書」「潟上市地域防災計画」より）

第3章 住宅・建築物の耐震化の現状及び目標

1. 住宅の耐震化の現状

令和5年住宅・土地統計調査において、市内の住宅の耐震化状況は、以下のとおりとなっています。これによると、昭和55年以前に建てられた住宅戸数は、全体の22.7%にあたる2,798戸と推計されます。

また、耐震化については、市内の住宅総数12,350戸のうち、88.6%にあたる10,942戸が十分に満たしていると推計されています。

表－4

	木造戸建	木造戸建以外	合 計
戸 数	10,670	1,680	12,350
(割合)	(86.4%)	(13.6%)	(100.0%)

	昭和55年以前	昭和56年以降	合 計
木造戸建	2,693	7,977	10,670
(割合)	(21.8%)	(64.6%)	(86.4%)
木造戸建以外	105	1,575	1,680
(割合)	(0.8%)	(12.8%)	(13.6%)
合 計	2,798	9,552	12,350
(割合)	(22.6%)	(77.4%)	(100.0%)

(令和5年 住宅・土地統計調査)

表－5 住宅の耐震化の推計値（県値との比較）

	潟上市	秋田県
耐震化を満たす戸数	10,942 (88.6%)	315,685 (85.5%)
耐震化が不十分な戸数	1,408 (11.4%)	53,715 (14.5%)
合 計	12,350 (100.0%)	369,400 (100.0%)

(令和5年 住宅・土地統計調査)

2. 住宅の耐震化の目標

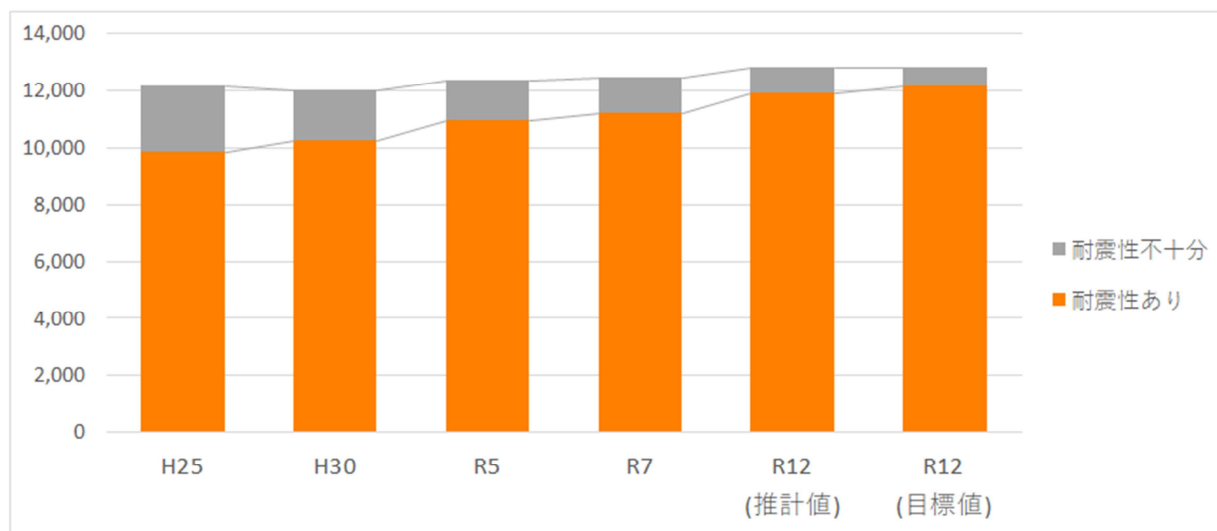
本市の住宅の耐震化については、令和2年時点での耐震化率77.9%から、令和7年度末の耐震化率の目標を85%とし、耐震診断・改修補助事業の普及・啓発に取り組んできましたが、第3期計画における耐震化率の推計方法は、国や県と異なる手法を取っており、今期計画より推計方法を国及び県と統一しています。

令和5年度末の状況をみると、住宅総数12,350戸に対し、新耐震基準により建築されたものや耐震改修が実施されたものなど10,942戸の住宅が耐震性を満たしており、耐震化率は88.6%となります。

令和5年度末の状況がこのまま推移すると、計画終了時点の令和12年度末における耐震化率は93.1%と予測されます。

市では、普及・啓発等の施策により耐震化を促進し、耐震化率の目標値を95%とします。

図－3 住宅の耐震化率の現状及び目標



表－6 住宅の耐震化率の現状及び目標

年 度	H25	H30	R5	R7	R12 推計値	R12 目標値
戸 数	12,180	12,020	12,350	12,482	12,812	12,812
耐震化有	9,868	10,235	10,942	11,226	11,932	12,171
耐震化無	2,312	1,785	1,408	1,257	880	641
耐震化率	81.0%	85.1%	88.6%	89.9%	93.1%	95.0%

令和7年度
耐震化率 89.9%



令和12年度 目標
耐震化率 95.0%

3. 特定建築物の耐震化

(1) 特定建築物の耐震化の現状

市が所有する特定建築物の耐震化については、第3期市計画において、令和7年度末での目標を100%としておりました。

令和7年度末現在の状況においては、対象棟数19棟*のうち16棟（84.2%）の特定建築物が耐震性を有しております。

令和12年度末の耐震化率については、引き続き100%の目標を掲げ耐震化率向上に取り組んでいきます。

表－7 市所有の特定建築物の現状

用途分類 及び 施設の名称	棟数 ①	新耐震棟数 ②	旧耐震棟数 ③	うち耐震診断実施棟数			耐震性のある 特定建築物 ⑦ (②+⑤+⑥)	耐震化率 (%) ⑦/①×100
				④	うち耐震性あり ⑤	改修済み ⑥		
学校等								
天王小学校	5	1	4	4	0	4	5	100.0
出戸小学校	3	0	3	3	0	3	3	100.0
追分小学校	3	0	3	3	0	3	3	100.0
天王中学校	5	1	4	4	0	4	5	100.0
その他								
昭和体育館	1	0	1	0	0	0	0	0.0
飯田川体育館	1	0	1	0	0	0	0	0.0
天工B&G海洋センター体育館	1	0	1	0	0	0	0	0.0
合計	19	2	17	14	0	14	16	84.2

* 棟数は、4ページの「表－1 特定建築物に該当する用途規模の要件」中、法第14条第1号の規模に該当する棟数を計上しています。

* 耐震診断を実施していない施設については、耐震性がない建築物として計上しています。

(2) 特定建築物の耐震化の目標

公共建築物は、平常時の安全確保だけでなく、災害時の避難場所や拠点施設として、機能確保の観点からも耐震性が求められることから、財政状況を勘案しつつ計画的に耐震化の促進に取り組み、計画終了時点の令和12年度における耐震化率の目標値を100%とします。

なお、特定建築物にあたらな市所有の施設についても、必要に応じて耐震化を図ることとします。

令和7年度
耐震化率 84.2%



令和12年度 目標
耐震化率 100%

第4章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震化の促進に関する基本方針

住宅・建築物の所有者及び管理者（以下「建築物所有者等」という。）は、地震によって住宅・建築物に被害が生じた場合、自らの生命や財産はもちろん、倒壊により隣接する建築物に被害をもたらすほか、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが必要です。

本市は国や県とともに、こうした建築物所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、住宅・建築物に対する防災意識の向上に向けた意識啓発をはじめ、耐震診断及び耐震改修を行いやすくするための環境の整備等、耐震化の促進に必要な施策を講じていくこととします。

2. 耐震化に向けた普及・啓発

①情報提供と相談窓口の充実

本市では、都市建設課において、耐震化に関する問い合わせや相談に応じています。窓口では地震防災や耐震診断・耐震改修に関するパンフレットを配布するとともに、市広報やホームページを利用した情報提供に努めます。

②自治会等との連携

自治会や自主防災組織への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援をしていきます。

3. 耐震診断・耐震改修を図るための支援策

①木造住宅耐震診断支援事業・耐震改修補助事業の活用

本市では、昭和56年5月31日以前に建築された一定の条件を満たす木造戸建て住宅について、耐震診断支援事業及び耐震改修補助事業を実施しています。

しかし、実施後17年を経過する現在において、耐震診断から耐震改修への補助申請件数が非常に少ない状況となっています。

今後も周知活動のほか補助金額の拡大等、効果的・効率的な支援が実施できるよう検討します。

②リフォームに合わせた耐震改修の誘導

本市では、一定の条件を満たす一戸建て住宅や併用住宅の増改築・リフォームに対して、補助をおこなっています。

補助対象工事には、耐震補強・改修工事が含まれており、簡易（部分）耐震改修を他のリフォーム工事と併せて行なえる機会となるため、リフォーム相談窓口において情報提供の充実に努めます。

4. 安全対策への助言・誘導等

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井等の落下防止対策、家具の転倒防止対策など、安全性の向上に繋がる対策を講じるよう助言・誘導します。

5. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

次の建築物を、優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、早期に耐震化を図るよう努めます。

- （１）潟上市地域防災計画で指定された防災拠点施設及び避難施設
- （２）潟上市地域防災計画で指定された緊急輸送道路沿道の建築物

6. 重点的に耐震化すべき区域の設定

潟上市地域防災計画で指定された緊急輸送道路沿道の区域を、重点的に耐震化すべき区域として指定します。

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律

＊抜 粋

(平成7年法律第123号)

(令和7年5月改正)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第97条の2第1項若しくは第2項又は第97条の3第1項若しくは第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図るこ

とが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

- 第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
- 一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

- 第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第10条 都道府県は、第7条第2号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることが

できる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る

事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第16条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第4章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第17条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が

耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画(二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物(建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事又は建築副主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第18条 計画の認定を受けた者(第28条第1項及び第3項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第19条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第20条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第21条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第5章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第22条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第23条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第2項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第24条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第22条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第9章 罰 則

第43条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

第44条 第13条第1項、第15条第4項又は第27条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第19条、第24条第1項又は第41条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第22条第4項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第24条第1項又は第41条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第39条第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第39条第2項の規定に違反した者
- 六 第41条第1項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第2条 第29条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成27年12月31日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第3条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第14条第2号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第7条から第13条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第14条及び第15条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中

「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第8条第1項の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。
 - 5 第3項において準用する第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。
 - 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。
- 2 第7条から第13条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第14条及び第15条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第8条第1項の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。
 - 5 第3項において準用する第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項
- の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

＊抜 粋

(平成7年政令第429号)

(令和6年政令第312号)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第148条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第2号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

- 一 延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。)が1万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条(同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第2条 法第5条第3項第1号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法(昭和33年法律第78号)第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第8項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第3条 法第5条第3項第1号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年6月1日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第137条の14第1号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が2以上ある建築物にあっては、当該2以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第86条の8第1項の規定による認定を受けた全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第137条の2第3号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第137条の12第1項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第4条 法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が12メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が12メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が12メートル以下の場合 6メートル

ロ 当該前面道路の幅員が12メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが25メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、8メートル以上25メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、2メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第5条 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第6条 法第14条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第14条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数2及び床面積の合計500平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数2及び床面積の合計1,000平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数3及び床面積の合計1,000平方メートル

- 四 体育館 階数1及び床面積の合計1,000平方メートル

3 前項各号のうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第14条第1号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第7条 法第14条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第14条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

- イ 火薬 10トン
- ロ 爆薬 5トン
- ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個
- ニ 銃用雷管 500万個
- ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個
- ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル
- ト 信号炎管若しくは信号火箭(せん)又は煙火 2トン
- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル
- 五 マッチ 300マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 20,000立方メートル
- 七 圧縮ガス 200,000立方メートル
- 八 液化ガス 2,000トン
- 九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20トン
- 十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。
（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第8条 法第15条第2項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
 - 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第14条第2号に掲げる建築物
- 2 法第15条第2項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
- 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合計2,000平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計750平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計1,500平方メートル
- 四 前項第19号に掲げる建築物 床面積の合計500平方メートル
- 3 前項第1号から第3号までのうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第15条第2項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第1号から第3号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

- 第9条 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第4号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第4号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

- 第10条 所管行政庁は、法第24条第1項の規定により、法第22条第2項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第24条第1項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに

当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第11条 所管行政庁は、法第27条第4項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第27条第4項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第12条 法第29条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この政令は、法の施行の日（平成7年12月25日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第2条 法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第8条第1項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第19号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第8条第1項第1号から第7号まで又は第9号から第16号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数3及び床面積の合計5,000平方メートル

ロ 体育館 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル

ハ 第8条第1項第8号又は第18号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数2及び床面積の合計5,000平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数2及び床面積の合計1,500平方メートル

ホ 小学校等 階数2及び床面積の合計3,000平方メートル

ヘ 第8条第1項第19号に掲げる建築物 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル

三 第3条に規定する建築物であること。

2 前項第2号イからホまでのうち2以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第3号に掲げる要件のほか、同項第2号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第3条 第5条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第13条第1項」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第13条第1項」と、同条第1項中「法第7条」とあるのは「法附則第3条第1項」と読み替えるものとする。

3. 潟上市指定緊急避難場所一覧

災害が発生または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための施設または場所です。

番号	名 称	所 在 地	収 容 人 数	
			屋内（人）	屋外（人）
1	天王コミュニティ防災センター	天王字持長根93-1	166	500
2	天王総合体育館	天王字持長根93-1	876	1,400
3	天王中学校	天王字宮の後3	1,795	12,682
4	天王小学校	天王字児玉82	1,675	3,655
5	潟上市市民センター	天王字上江川47-398	150	856
6	潟上市図書館	天王字御休下1-1	369	14
7	二田駅前集会所	天王字上江川213-1	66	357
8	二田新町集会所	天王字上江川47-1190	37	450
9	二田栄町集会所	天王字上江川170	35	500
10	二田三区集会所	天王字二田184-2	30	75
11	二田コミュニティセンター	天王字二田154	118	57
12	二田一区集会所	天王字下分水42-3	31	165
13	二田二区集会所	天王字二田208-3	41	247
14	児玉集会所	天王字沖田台350-1	65	97
15	江川集会所	天王字江川151	30	1,322
16	江川自治会館	天王字江川51-4	62	152
17	蒲沼第一集会所	天王字蒲沼69-2	71	387
18	鶴沼台集会所	天王字鶴沼台54	61	105
19	東湖町集会所	天王字一向11-103	42	118
20	曲町集会所	天王字御休下209-1	40	201
21	旧東湖小学校	天王字宮の後303	1,122	1,857
22	天王コミュニティセンター	天王字ハラヘ4-3	171	541
23	塩口集会所	天王字不動下529	71	462
24	渋谷集会所	天王字不動台62	33	38
25	天王B & G海洋センター	天王字羽立片山254-2	275	1,427
26	羽立集会所	天王字羽立131-1	71	315
27	大崎第一集会所	天王大崎字野沢166-1	58	655
28	羽立北野集会所	天王字羽立北野1-124	59	69

番号	名 称	所 在 地	収 容 人 数	
			屋内（人）	屋外（人）
29	くらの湯	天王字江川上谷地109-2	746	1,800
30	細谷集会所	天王字上狼縁1-2	68	525
31	下出戸体育館	天王字下浜山105-1	135	51
32	出戸小学校	天王字北野231-2	1,173	3,818
33	出戸浜集会所	天王字北野239-2	62	199
34	上出戸集会所	天王字北野164-15	158	148
35	三軒屋集会所	天王字北野117-2	75	173
36	市民センター出戸館	天王字北野329	113	36
37	出戸新町集会所	天王字北野299-38	83	1,523
38	追分地区児童館	天王字上北野75	97	50
39	追分西自治会館	天王字追分西25-15	51	241
40	上北野集会所	天王字上北野121-22	67	264
41	追分小学校	天王字追分西26-7	1,027	5,135
42	緑町集会所	天王字追分西32-173	37	144
43	追分西西集会所	天王字追分西66-2	45	165
44	市民センター追分館	天王字長沼132-21	248	251
45	追分自治会館	天王字長沼139-2	73	373
46	天王南中学校	天王字上北野4-38	1,883	14,469
47	牛坂集会所	天王字追分117-179	56	68
48	天王本郷自治会館	天王字天王123	43	144
49	藤原記念病院	天王字上江川47	195	0
50	自性院	天王字天王71	127	350
51	秋田西高等学校	天王字追分西26-1	650	7,500
52	地域密着型特別養護老人ホーム聚恵苑	天王字上江川47-100	50	64
53	野村集会所	昭和大久保字北野白州野上37-2	75	2,734
54	昭和西部コミュニティセンター	昭和大久保字後谷地4-1	152	350
55	天神下集会所	昭和大久保字北野大崎道添40-4	37	185
56	大郷守集会所	昭和大久保字北野街道上56-8	50	248
57	川向集会所	昭和大久保字イカリ沖18-4	13	90

番号	名 称	所 在 地	収 容 人 数	
			屋内（人）	屋外（人）
58	乱橋集会所	昭和八丁目字汲田24	70	375
59	市民センター昭和中央館	昭和大久保字町後247	203	200
60	中町集会所	昭和大久保字町後45-2	26	70
61	山神集会所	昭和乱橋字下畑61-7	32	75
62	市民センター昭和館	昭和大久保字堤の上1-3	294	200
63	昭和体育館	昭和大久保字元木田179	432	371
64	昭和介護予防センター	昭和大久保字堤の上1-3	327	50
65	大豊小学校	昭和大久保字高田22	1,714	7,045
66	羽城中学校	昭和大久保字元木田145	410	12,437
67	昭和中央児童館	昭和大久保字元木田68	108	637
68	竜毛集会所	昭和豊川竜毛字観音田30-1	67	204
69	仁山集会所	昭和豊川上虻川字山王田5-1	58	12
70	郷土文化保存伝習館	昭和豊川山田字家の上64	296	150
71	真形草生土集会所	昭和豊川槻木字真形沢1-5	21	63
72	上町集会所	昭和大久保字小橋24	75	247
73	元木集会所	昭和大久保字堤の上34-11	27	76
74	下町集会所	昭和大久保字屋布24-2	24	108
75	八郎まつり伝承館	昭和大久保字音羽下342	69	593
76	新薬集会所	昭和豊川上虻川字新薬130-1	17	184
77	多目的交流施設	昭和豊川船橋字鈴木8-1	181	1,913
78	羽立児童館	飯田川下虻川字道心谷地48-1	10	25
79	中町会館	飯田川下虻川字屋敷120-1	10	125
80	下虻川自治会館	飯田川下虻川字屋敷40-1	42	45
81	市民センター飯田川館	飯田川下虻川字八ツ口66	293	100
82	けやき児童館	飯田川下虻川字蟹沢114	10	650
83	羽立神明自治会館	飯田川下虻川字街道上一本木 34-1	52	143
84	飯田川ふれあいスポーツ会館	飯田川和田妹川字岩崎8-4	454	125
85	和田妹川自治会館	飯田川和田妹川字出張32-1	39	66
86	和田児童館	飯田川和田妹川字和田25-1	13	100
87	矢坂会館	飯田川和田妹川字坂ノ下51	13	15
88	妹川浜集会所	飯田川和田妹川字四百刈2	33	450
89	飯田川小学校	飯田川和田妹川字岩崎12-12	1,491	5,778

番号	名 称	所 在 地	収 容 人 数	
			屋内（人）	屋外（人）
90	金山集会所	飯田川金山字家ノ前83-2	25	11
91	宮下会館	飯田川飯塚字僧ヶ沢4	10	50
92	飯塚第一自治会館	飯田川飯塚字中谷地47-7	62	272
93	飯塚浜生活総合センター	飯田川飯塚字片田35-5	13	50
94	平成会館	飯田川飯塚字中谷内89-2	13	15
95	飯塚第二自治会館	飯田川飯塚字深田19-2	41	47
96	若竹児童センター	飯田川和田妹川字千刈8-2	365	125

令和7年4月1日現在

資料:総務課

4. 緊急輸送道路ネットワーク

「国・県・市町村・東日本高速道路㈱と連携し、災害時における緊急輸送を確保するための道路」（緊急輸送道路）は、県が指定を行います。

緊急輸送道路は地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要です。

県では緊急輸送道路ネットワーク計画を作成し、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における効率的な緊急輸送及び機能の確保に努めています。

〈緊急輸送道路〉

第1次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

資料：秋田県地域防災計画

〈潟上市内における防災拠点〉

- 第1次防災拠点・・・潟上市役所
- 第2次防災拠点・・・藤原記念病院、道の駅てんのう、道の駅しょうわ
- 第3次防災拠点・・・飯田川南公園一帯

資料：秋田県地域防災計画

5. 潟上市自主防災組織一覧

番号	自主防災組織名	自治会数	設立年月日
1	飯塚駅前・飯塚下自主防災組織	2	平成17年4月1日
2	出戸新町自主防災組織	1	平成18年4月1日
3	大久保駅前自主防災組織	1	平成19年4月1日
4	矢坂自主防災組織	1	平成20年4月1日
5	江川自主防災会	1	平成21年4月1日
6	ハツ口自主防災組織	2	平成21年4月1日
7	羽立神明自主防災会	4	平成22年4月18日
8	上北野町内会自主防災組織	1	平成24年1月5日
9	大崎自主防災組織	1	平成24年1月8日
10	天王本郷神明町自主防災組織	1	平成24年4月14日
11	天王本郷東湖町自主防災組織	1	平成24年4月21日
12	下町自主防災会	1	平成24年5月1日
13	天王本郷中央防災会	5	平成24年8月1日
14	天王本郷曲町自主防災会	2	平成24年10月14日
15	下谷地自治会共生部	1	平成24年12月17日
16	槻木自主防災組織	1	平成25年4月1日
17	四季の街自主防災会	1	平成25年4月1日
18	中町自主防災組織	1	平成25年4月14日
19	中羽立自主防災組織	1	平成25年12月11日
20	船橋自主防災組織	1	平成26年4月1日
21	追分西町内会自主防災会	1	平成26年4月20日
22	和田妹川自主防災会	4	平成26年4月21日
23	飯塚上町内自主防災組織	1	平成26年6月1日
24	妹川浜自主防災会	1	平成26年6月27日
25	真形草生土自主防災組織	1	平成26年7月1日

番号	自主防災組織名	自治会数	設立年月日
26	上町自主防災組織	1	平成26年7月26日
27	岡井戸自主防災会	1	平成26年9月1日
28	金山自主防災組織	1	平成26年11月1日
29	緑町自主防災組織	1	平成27年4月1日
30	二田新町自主防災対策本部	1	平成29年4月1日
31	塩口自主防災会	1	平成29年8月10日
32	羽立自主防災会	1	平成29年11月30日
33	羽立北野自主防災会	1	平成29年12月1日
34	宮の前防災対策本部	1	平成31年1月5日
35	渋谷自主防災会	1	令和元年12月9日
36	中町2自主防災組織	1	令和2年11月1日
37	元木自主防災組織	1	令和3年9月16日
38	蒲沼自主防災組織	1	令和6年4月1日
39	鶴沼台自主防災組織	1	令和6年4月1日
40	長沼団地自主防災組織	1	令和7年3月12日

令和7年4月1日現在

資料:総務課